

香取市合併 20 周年記念ロゴマーク制作支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、香取市合併 20 周年を市内外に効果的に PR するためのロゴマークの制作支援業務を委託するものである。業務の実施に当たっては、専門性、企画力、実績等を必要とすることから、公募型プロポーザル方式において広く提案を募るとともに、本市にとって最も優れている事業者を選定するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

香取市合併 20 周年記念ロゴマーク制作支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「香取市合併 20 周年記念ロゴマーク制作支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限金額

2, 0 0 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

3 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和 6・7 年度香取市入札参加資格名簿の委託（営業種目：広告・催事）に登録されている者で、千葉県内に本店又は営業所（本店でない場合には資格者名簿に使用印鑑届兼委任状又は委任状により契約権限等の委任を受けていること。）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (6) 同一人が代表者となる者で、重複して参加表明している者でないこと。
- (7) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (8) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。

- (9) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

4 公告から契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年4月9日(水)
質問受付期間	令和7年4月11日(金)から 令和7年4月18日(金)まで
質問への回答期限	令和7年4月25日(金)
提案書類の提出期限	令和7年5月2日(金)
1次審査結果の通知 (5社以上の参加があった場合)	令和7年5月8日(木)
プレゼンテーション	令和7年5月13日(火)予定
審査結果の通知(公表)	令和7年5月16日(金)
契約協議及び契約書締結	令和7年5月下旬

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問は、電子メール（電話で受信確認をすること）によるものとする。

ただし、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出様式

質問書（様式1）による。

(2) 提出先

「10 書類提出先及び問い合わせ先」に定める事務局へ提出すること。その際、電子メールの件名は「香取市合併20周年記念ロゴマーク制作支援業務委託に係る質問書（企業名）」とすること。

(3) 提出期限

令和7年4月18日(金) 午後5時15分

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年4月25日(金)までに質問者名を伏せて市ホームページに公表する。

(5) その他

質問は、各者1回限りとする。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次の通りとする。

(1) 提出期限

令和7年5月2日（金）午後5時15分 必着

(2) 提出先

「11 書類提出先及び問い合わせ先」に定める事務局へ提出すること。

(3) 提出部数

7部（押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの6部は複写可とする。）

(4) 提出方法

事務局あてに予め電話連絡のうえ持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）によること。

(5) 提出書類

① 参加表明書（様式2）

② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする。）

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。

③ 企業パンフレット等

④ 業務実績調書（様式3）

ア 契約書等の業務実績を証明する書類（写し可）を添付すること。

地方自治体等から請け負った同種業務及び類似業務について、記載すること。なお、記載する件数は、最大で15件までとする。

⑤ 業務実施体制（様式4）

ア 配置予定者が本業務と同時期に従事する他の業務については、ロゴマーク制作支援業務だけではなく、これ以外の業務についても記載すること。

イ 本業務に従事する者で、弁理士、知的財産管理技能士の資格を保有する場合は、資格を証する書類の写しを添付すること。

⑥ 企画提案書（任意様式）

ア 原則A4版片面印刷とするが、資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版も可とする。

イ 「香取市合併20周年記念ロゴマーク制作支援業務委託仕様書」をもとに、下記7（3）審査基準を踏まえた内容で提案すること。

ウ 記載の順序は、（ア）～（エ）の順番とすること。ただし、会社概要や独自PR等を途中に挿入することは妨げない。

（ア）基本方針

（イ）実施体制

（ウ）企画提案

（エ）事業実績

⑦ 参考見積書（様式5）

記載する金額については、業務提案内容を実施するにあたって必要となるすべての費用を含めること。

7 審査

(1) 1次審査（書類）

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で1次審査を行う。

次の審査基準に基づき、評価点の高い上位4社を1次審査通過者とする。

② 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 実施体制		
(1)	業務の設計、実施体制は具体的に示されているか。	10
(2)	本業務に適した人材、業務遂行が可能なスケジュールが確保されているか。	10
2 事業実績		
(1)	同種・類似業務の実績があるか。	10
合計		30

③ 審査結果の通知

(ア) 令和7年5月8日（木）までに事務局からメールで通知する。

(イ) 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

(ウ) 応募者からの審査結果に対する異議を受け付けない。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 審査方法

(ア) 令和7年5月13日（火）（予定）にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

(イ) プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明15分、ヒアリング10分の計25分とする。

(ウ) プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。

(エ) プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む4名以内とする。なお、本業務を受注した際に主な担当となる予定の者を含めること。

(オ) 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。

(カ) ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な内容とする。

(キ) なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

(3) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 基本方針		
(1)	委託業務の目的、趣旨について良く理解し、企画提案内容に反映しているか。	10
2 実施体制		
(1)	業務の設計、実施体制は具体的に示されているか。	10

(2)	本業務に適した人材、業務遂行が可能なスケジュールが確保されているか。	10
3 企画提案		
(1)	応募作品の受付方法は応募者が応募しやすいものとなっており、応募作品の管理・整理、形式要件確認の方法は確実かつ効率的なものとなっているか。	15
(2)	2次選考の審査方法は適切かつ効果的なものとなっているか。	10
(3)	知的財産関連調査及び商標登録にあたり、知的財産権保護に関して適切な知識を有し、調査手法・業務フロー等は適切なものとなっているか。	10
(4)	ロゴマーク活用法の企画は、香取市合併 20 周年を広く周知し、事業の趣旨理解を促進するものとなっているか。	15
4 経費の妥当性		
(1)	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて合理的な内容であるか。	10
5 事業実績		
(1)	同種・類似業務の実績があるか。	10
合計		100

(4) 受注予定者の特定

審査会で、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、審査結果が最高点であった応募者を選定し、業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査項目ごとに比較し、企画提案、経費の妥当性、実施体制、事業実績の順で、審査点の高い者を選定する。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者をホームページで公表する。
- ② 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ③ 応募者からの審査・特定結果に対する異議を受け付けない。

8 契約の締結等

審査会で選定された受注予定者と、企画提案書等の記載内容を基に契約内容を協議の上、契約を締結する。なお、受注予定者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは失格とする。
 - ① 企画提案書提出時点で、本実施要領及び「香取市合併 20 周年記念事業ロゴマーク制作支援業務委託仕様書」を満たしていない場合
 - ② 虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 2次審査等の時間に遅れた者又は出席しなかった者

10 情報公開について

- (1) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成 18 年香取市条例第 15 号）に基づき公開することを原則とする。
- (2) 契約締結後、香取市ホームページに以下の内容を掲載する。
 - ア 業務名
 - イ 受注者の氏名及び住所
 - ウ その他必要な事項

11 書類提出先及び問い合わせ先

香取市合併 20 周年記念事業実行委員会事務局

（総合政策部企画政策課企画調整班内）

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

TEL 0478-50-1206（直通）

FAX 0478-52-4566

メール kikaku@city.katori.lg.jp